別紙

特別養護老人ホーム　ビハーラ横手　ご利用料金表（令和4年10月１日改定）

介護報酬内容			基本単位	日常生活継続支援加算	夜勤職員配置加算	看護体制加算Ⅰ	個別機能訓練加算	栄養マネジメント体制強化加算
小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）	従来型個室（一人部屋）	要介護度	単位/日					
		要介護 1	675	36	13	4	0	0
		要介護 2	741					
		要介護 3	812					
		要介護 4	878					
		要介護 5	942					
小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）	多床室（二人部屋）	要介護度	単位/日					
		要介護 1	675	36	13	4	0	0
		要介護 2	741					
		要介護 3	812					
		要介護 4	878					
		要介護 5	942					

介護報酬内容		第4段階以上 31日計算（円）（市民税世帯非課税の方）							
		①介護給付サービス利用料（単位）	②介護職員処遇改善加算（単位）	③介護職員等特定処遇改善加算（単位）	④介護職員等ベースアップ等支援加算	居住費＋食費	1割負担合計金額（円）	2割負担合計金額（円）	3割負担合計金額（円）
従来型個室（一人部屋）	要介護 1	22,568	1,873	609	361	81,096 =(1171*31) +(1445*31)	106,508	131,919	157,331
	要介護 2	24,614	2,043	665	394		108,811	136,527	164,242
	要介護 3	26,815	2,226	724	429		111,290	141,483	171,677
	要介護 4	28,861	2,395	779	462		113,593	146,091	178,588
	要介護 5	30,845	2,560	833	494		115,827	150,559	185,290
多床室（二人部屋）	要介護 1	22,568	1,873	609	361	71,300 =(855*31) +(1445*31)	96,712	122,123	147,535
	要介護 2	24,614	2,043	665	394		99,015	126,731	154,446
	要介護 3	26,815	2,226	724	429		101,494	131,687	161,881
	要介護 4	28,861	2,395	779	462		103,797	136,295	168,792
	要介護 5	30,845	2,560	833	494		106,031	140,763	175,494

介護報酬内容		第3段階 31日計算(円)（市民税世帯非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額等の合計が①年額80万円を超え120万円以下の方、②年額120万円を超える方）				
		介護給付サービス利用料、処遇改善、ベースアップ等支援加算の合算（①+②+③+④）	居住費＋食費（①の方）	合計金額	居住費＋食費（②の方）	合計金額
従来型個室（一人部屋）	要介護 1	25,412	45,570 =(820*31) +(650*31)	70,982	67,580 =(820*31) +(1360*31)	92,992
	要介護 2	27,715		73,285		95,295
	要介護 3	30,194		75,764		97,774
	要介護 4	32,497		78,067		100,077
	要介護 5	34,731		80,301		102,311
多床室（二人部屋）	要介護 1	25,412	31,620 =(370*31) +(650*31)	57,032	53,630 =(370*31) +(1360*31)	79,042
	要介護 2	27,715		59,335		81,345
	要介護 3	30,194		61,814		83,824
	要介護 4	32,497		64,117		86,127
	要介護 5	34,731		66,351		88,361

介護報酬内容		第2段階 31日計算(円)（市民税世帯非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額等の合計が年額80万円以下の方）		
		介護給付サービス利用料、処遇改善、ベースアップ等支援加算の合算（①+②+③+④）	居住費＋食費	合計金額
従来型個室（一人部屋）	要介護 1	25,412	25,110 =(420*31) +(390*31)	50,522
	要介護 2	27,715		52,825
	要介護 3	30,194		55,304
	要介護 4	32,497		57,607
	要介護 5	34,731		59,841
多床室（二人部屋）	要介護 1	25,412	23,560 =(370*31) +(390*31)	48,972
	要介護 2	27,715		51,275
	要介護 3	30,194		53,754
	要介護 4	32,497		56,057
	要介護 5	34,731		58,291

介護報酬内容		第1段階 31日計算(円)（老齢福祉年金受給者の方、生活保護受給者の方）		
		介護給付サービス利用料、処遇改善、ベースアップ等支援加算の合算（①+②+③+④）	居住費＋食費	合計金額
従来型個室（一人部屋）	要介護 1	25,412	19,220 =(320*31) +(300*31)	44,632
	要介護 2	27,715		46,935
	要介護 3	30,194		49,414
	要介護 4	32,497		51,717
	要介護 5	34,731		53,951
多床室（二人部屋）	要介護 1	25,412	9,300 =(0*31) +(300*31)	34,712
	要介護 2	27,715		37,015
	要介護 3	30,194		39,494
	要介護 4	32,497		41,797
	要介護 5	34,731		44,031

※利用者負担額軽減制度の適用を受け、市町村より発行された「介護保険負担限度額確認証」をお持ちの方は施設に提示することで食費・居住費の負担額が軽減されます。

※利用したサービス費の1割の利用者負担合計額が一定額を超えたときは申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として支給されます。負担上限額は負担段階第1・第2段階／15,000円。第3段階／24,600円。第4段階／37,200円（但し単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の方は44,400円となります）。

■その他の介護給付サービス加算

加算	加算条件		加算単位
初期加算	ご入所者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後再び入所した場合、30日間加算		30
入院・外泊時加算	ご入所者が入院及び外泊の場合にひと月６日(月を跨いだ場合は連続の最大12日)を限度として加算。(ただし入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません)。		246
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に加算。		6
看取り介護加算	医師が終末期にあると判断したご入所者について、医師・看護職員・介護職員が共同して看取りの介護を行なった場合に加算。(45日を上限とする。退所日の翌日から死亡日までの間は算定しない。入院・外泊等中は含まないが、死亡日より45日以内であれば入院・外泊等以前も算定を行なう)　死亡日以前4～30日、31日～45日以下、死亡日の前日・前々日、死亡日により加算額が決まる。		1280・680・144.・72

(上記加算が算定された場合にも処遇改善加算の所定単位数に含まれます。その場合料金表の合計金額に変動が生じます)。

介護職員処遇改善加算Ⅰ＝所定単位数(基本単位+加算単位)×83／1000　　介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ＝所定単位数(基本単位+加算単位)×27／1000　　介護職員等ベースアップ等支援加算(基本単位+加算単位)×16／1000

■入院や外泊でお部屋を空けておく際には、一日あたり下記の居室料をご負担いただきます。(負担段階は利用者負担減額認定に基づく段階を適用するもの)。

従来型個室(一人部屋)	第4段階以上　1171円　　第3段階①　820円　　第3段階②　820円　　第2段階　420円　　第1段階　320円
多床室(二人部屋)	第4段階以上　855円　　第3段階①② ～ 第2段階　370円　　第1段階　負担なし